

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

寺崎昌男
樽松かほる

はじめに

東京大学における教育学の教育は、明治二十年（一八八七）にはじまった。その講義を担当したドイツ人教師が、エミール・ハウスクネヒト(Emil Hausknecht, 1853-1927)である。直訳すれば「家僕」ということになる風変わりな名前のこのドイツ人教師については、これまで教育学の世界では比較的良好に知られてきた。

それというのも、第一に、彼が東京大学（当時帝国大学）で教育学を講じたことが、のちの東京帝国大学文学部教育学科、すなわち今日の東京大学教育学部の、いわば発祥点となっているからである。第二には、彼の講じた教授理論——ヘルバルト派教授理論——が、その後明治中期から後期にかけての、日本の教育学界および教育現場の動向を強く規定したからである。

つまり、言葉を変えれば、ハウスクネヒトは、日本の大学における教育学教師の草分けであったと同時に、彼の携えてきた教授理論の影響力の大きさのゆえに、日本の近代教育学史・教育史の上で、きわめて重要な位置を占めるとみ

られる人物であった。

こういふ人物であるから、これまで、幾人かの教育学者が、ハウスクネヒトのことについて語ってきた*。また、彼が帝国大学に着任したのは、明治二十年一月であり、その翌々年の明治二十二年二月から、帝国大学文科大学に「特約生教育学科」という特別の課程がおかれ、翌二十三年には、十二名の「特約生」が、その課程を卒業していった。そしてこの課程は、この時をもって廃止され、以後類似の課程はおかれなかった。これらのことも、ほぼ、これまでの教育史研究で明らかになっている。

しかし、これまで、ハウスクネヒトの来日そのものについて、本格的な史料調査が行われなかったために、多くの判然としない点が残されてきた。

(一) ハウスクネヒトなる人物が、帝国大学招雇教師として来日するようになった経過は、具体的にどういふものだったか。日本側（帝国大学および政府）にあって、人物選定等にあたったのは、誰だったか。

(二) 帝国大学は、彼を雇入れるについて、どのような条件をつけたか。彼が意見書を出したことで帝大に先述の特約生教育学科が設けられた、ということまでの記述は、正しいか。正しいとすれば、その意見はどのようなものか。

ったか。又、実際に設けられた「特約生教育学科」という特異な名称のコー
スは、いったいどんなものだったのか。それは、なぜ帝国大学に開設され
たのか。

(三) ハウスクネヒトは、滞日中、帝国大学当局とどのような交渉をもつた
か。大学に関連した彼の活動は、具体的にどのようなものだったのか。
たとえば、右のような諸点が、はっきりしていなかった。

もちろん、こうした疑問は、さし当っては日本教育史・教育史学の上で解
明されるべき問題である。しかし同時に、彼の活動が、発足直後の帝国大学文
科大学の中の特約生教育学科を舞台に行われたものであったことから、右のよ
うな点を解明することは、明治期の東京大学史の一側面を明かにすることに
なるものといえるのである。

私たち両名は、昭和五十二年からハウスクネヒトの人物研究に着手した。そ
れは明治期の教育学史研究の一環となることを目ざして始めた研究調査ではあ
ったが、結果的には、東京大学そのものの歴史と重要な関係をもつものでは
ることが判った。

以下に紹介するのは、このハウスクネヒトと帝国大学との関係、および文科
大学の特約生教育学科の制度ならびにそこで行われた教授活動に関する一連の
史料である。その史料の基本をなすのは、本学に所蔵されている文書である
が、しかし雇入れの経緯については、外務省外交史料館所蔵文書に最もくわし
く、また、特約生教育学科の規則等については国立公文書館所蔵の公文類聚そ
の他の文書、および東京都公文書館にも関係史料がある。さらに、ハウスクネ
ヒト自身の滞日中の足跡をたどってみると、滞日中の最後の年の夏、すなわち
明治二十二年六月に、防長教育会の委嘱をうけて、山口高等学校の教育状況
を視察するため、彼地を訪れている。現山口大学経済学部および県立図書館に
は、このことに関連した史料が存在する。

このほか、『教育時論』『教育報知』『大日本教育会雑誌』等の教育雑誌や『学
士会月報』『東京学士会院雑誌』等にも、ハウスクネヒト・特約生教育学科に
関する講演筆記や報道記事の類がかなり掲載されている。

右のうち、今回は、東京大学・外務省・国立公文書館・都公文書館等の所蔵
史料を中心に紹介したい。山口関係の文書や教育雑誌等の文書は、明治期中等
教育史、教授理論史等にかんするものが多く、むしろ他の場所で紹介検討する
方がふさわしいと判断されるからである。

以下関連史料を復刻紹介する。その際、(一)仮名づかいは原文に即し、(二)固有
名詞を除いて、新字体のある漢字は新字体に改め、(三)丁、片、氏、は、それ
ぞれ事、トキ、トモ、より、に改めた。

* 主なものとして谷本富『最新教育学大全』（大正十二年）、吉田熊次『本
邦教育史概説』（大正十一年）、稲垣忠彦『明治教授理論史研究』（昭和四
十一年）等がある。

略年譜

一八五三年

一八七九年

一八八六（明治一九）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

一八八七（明治二〇）年

プロイセンのブランデンブルグで生れる。
ベルリン大学修了。のちベルリンのフォルク・レ
ル・ギムナジウム教諭。

ドイツ特命全権公使品川彌二郎を通じ、帝国大学雇
教師の契約に調印。

横浜到着。

帝国大学の独逸語学及教育学教師として着任。

高等師範学校等を視察。

帝国大学当局にドイツ開戦の折は旅費を支給してほ
しいと申し出る。

大日本教育会で中等教員養成に関して講演。

文部省より辞令（京都大阪二府及兵庫滋賀二県下

学年巡視ニ命ス。

六・一五 東京出發、関西方面巡視。

六・三〇 大阪高等女学校、大阪博物館視察。

七・一 大阪尋常師範学校、神戸尋常中学校視察。

七・一五 神戸商業学校十年祭で演説。

九・二五 東京府教育談会で講演（教育上ノ二考案ヲ述ベ、併セテ日本ノ中学校ノ歴史教授法ヲ論ズ）。

一八八八（明治二二）年

一・二四 自宅で教育学を講義。

一八八九（明治二二）年

四・八 （特約生教育学科開講）。

六・一六 日本各地へ旅行に出発（6・16——9・10の予定）。

六・一七 神戸滞在。

六・二二 山口到着、山口高等中学校訪問（滞在四日間）。

一・一八 東京学士会院で日本の中学教育について講演。

一八九〇（明治二三）年

一・一〇 帝国大学と契約延長（6月末まで）。

七・四 帰国。

キールのオーベル・レアル・シュレー校長。
ケーニヒスブルク大学英文学教授。
エジプト、アメリカに赴く。

一九〇七年頃

スイスのローザンヌ大学で英語学・英文学講義。

一九二二年頃

ベルリン市外に在住（湯原元一と会う）。

一九二七年

一一・一九 ロンドンで死去。

（本年譜は、『大日本教育会雑誌』『教育時論』等の当時の雑誌記事、および東京大学に残されている資料等にもとづいてとりあえず作成したものである。帰国後の履歴には未確認の点が多い。）

一、雇入れの経緯

〔1〕ドイツ語学・教育学教師および史学教師各一名雇入れの件

帝国大学総長・文部大臣

明治十九年三月十八日

帝国大学総長

書記

書記官

会計主任

文科大学長

文部大臣

総務局長

学務局長

会計局長

文科大学独逸語学及教育学教師名并史学教師名入用ニ付独逸国ヨリ招備致度尤期限之義本年八月ヨリ向三ヶ年間給料ハ独逸語学及教育学教師ハ一ヶ月銀貨貳百五拾円以上三百円以下史学教師ハ一ヶ月銀貨三百七拾円ヲ交付シ且来帰航旅費各銀貨六百五拾円宛支給致度仍而此段仰裁可候也

但本文給料及旅費之義者本学経費中ヨリ支弁可致候事

『外国教師関係』 明治十九年

〔2〕 同前・請議案 文部大臣より内閣総理大臣あて

文科大学ニ於テ独逸語学及教育学教師一名給料一ヶ月銀貨貳百五拾円以上三百

以下史学教師一名同三百七拾円ヲ以テ本年八月ヨリ向三ヶ年間独逸国ヨリ傭入度且来帰航旅費各銀貨六百五拾円宛給与スル見込右請閣議候也

但本文給料及旅費トモ帝国大学經費中ヨリ支弁可致候

明治十九年四月七日

文部大臣森有禮

内閣総理大臣伯爵伊藤博文殿

請議ノ趣認許ス(朱字)

明治十九年四月十二日(朱字)

『公文類聚 明治十九年』 国立公文書館所蔵

〔3〕 雇入条約書案(控) 帝国大学総長より文部省あて

書記官

帝国大学総長

文科大学長

文科大学史学教師并ニ独逸語学及教育学教師独逸国ヨリ招雇之義過般決裁相成候ニ付而者別紙条約書案英和文各式通及右教師式名人撰ニ付資格調書差出候条定例ニ拠リ外務大臣へ御照会相成候様致度此段及御照会候也

年月日

総長

文部省学務局長宛

追テ来航旅費一人ニ付銀六百五拾円ツゞ交付可致此段添申候也

独逸国ヨリ招雇教師資格

一 文科大学史学教師ハ近世欧米史殊ニ政治工業貿易及社会組織ノ変遷等ニ通曉シ教授法ニ熟達シ史学攻究ノ道ニ精シク将来本邦史学ノ基礎ヲ組成スルニ適

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

スル者ニシテ英語ヲ以テ教授スル事ヲ得ル者月給銀三百七拾円

一 文科大学独逸語学及教育学教師ハ師範学校ノ学科ヲ卒ヘ州ノ教育局ニ於テ第二試験ヲ經中学校(ミツテルスクール)ノ教師ニ従事シ教諭ノ經驗アル者ニシテ英語ヲ以テ教授スル事ヲ得ル者給料一ヶ月銀貳百三拾円以上貳百七拾円以下

『外国教師関係』 明治十九年

〔4〕 ドイツ語学・教育学教師雇入れに関する品川特命全權公使あて

書簡(控) 渡邊洪基

拝啓春暖之時節ニ候処弥清勝奉賀候然者文科大学史学教師一名及独逸語学兼教育学教師一名招雇致度候付テハ今回外務大臣ヨリ貴官へ御訓令可相成儀ニ候間右教師人撰等之儀乍御手数御斡旋被下度独逸語学兼教育学教師之資格ニ関シ外山教授ヨリテヒョー氏へ協議致候処別紙書翰写之通同氏ヨリ答示有之御参考マデ差進いたし候間御都合次第人撰ニ付ブランドンボルグ州教育局へ御依頼之儀宜敷御取計奉願候此段得貴意度早々拝言

渡邊洪基

品川特命全權公使閣下殿

『外国教師関係』 明治十九年

〔5〕 ドイツ語学兼教育学教師雇入れ資格条件の変更に関する稟請書(控)

帝国大学総長より文部大臣あて

明治十九年六月十八日

総長

書記官

文科大学長

文科大学長

本年三月十八日付ヲ以テ文科大学独逸語学及教育学教師名并史学教師名独

逸国ヨリ招備之儀裁可相成候処右之内独逸語学及教育学教師之義ハ都合有之候間至急電報ニテ雇入方見合候様在独公使館江御通達相成候様御取計有之度又右教師之代トシテ更ニ大学ヲ卒業シタル人ニシテ独逸語学及独逸文学教育学ヲ英語ニテ教授スルニ適スルモノ壹名三ヶ年間雇入ノ期限ヲ以テ一ヶ月銀貨三百七拾円米帰航旅費各銀貨六百五拾円ツヽ支給之約ニ而御雇入相成候様致度此段併テ稟請候也

明治十九年六月十八日

帝国大学総長渡邊洪基

文部大臣 森有禮殿

追伸右教師雇入条約書案ハ去ル四月廿二日学務局長江回付致候史学教師ト同文ニ有之候条此旨為念附陳候也

〔6〕 雇入資格条件に関する半公信案（控）

〔6〕 雇入資格条件に関する半公信案（控）

帝国大学総長より品川特命全權公使あて

総長

書記官

半公信案 券紙ニ認ム

愈御清勝奉賀候陳者去四月中帝国大学ニ於テ史学教師独逸語学教育学教師理財学教師合計三名招備之儀ニ付外務大臣ヨリ貴官へ訓令相成候処其後都合有之右独逸語学教育学教師之儀ハ雇入方相見合更ニ独逸国大学ヲ卒業シタル人ニシテ独逸語及独逸文学教育学ヲ英語ニテ教授スルニ適スル者三ヶ年ノ期限ヲ以テ一ヶ月銀貨三百七拾円ノ給料及米帰航旅費各銀貨六百五十円ツヽ支給ノ約ニテ雇入度旨去六月下旬電報ヲ以テ外務大臣ヨリ貴官へ訓令相成且又本月上旬独逸国大学ヲ卒業シタル人ニシテ哲学ヲ英語ニテ教授スルニ適スル者一名史学教師同様之約ニテ招備致度旨同大臣ヨリ訓令相成候ニ付委細御承知之事ト存候右教師四名トモ雇入条約ハ同様ニシテ過般差出候史学教師条約案之通ニ有之候間乍御

手数至急夫々御配慮ヲ蒙リ度此段得貴意候也

年月日

渡邊洪基

品川特命全權公使殿

閣下

〔7〕 教師三名雇入れに関する督促状（控）

〔7〕 教師三名雇入れに関する督促状（控）

帝国大学総長より品川特命全權公使あて

明治十九年八月十六日

総長

書記官

教師備入之義ニ付品川公使江依頼状案

愈御清地御駐在欣幸之至陳者兼而備入方御依頼致置候教師三名之義八月中来着之運ニ至リ兼候段電報ヲ以テ文部省へ御申越有之候処右教師及其後備入之義及御依頼候哲学教師共次学年より授業為受持度義ニ付実ニ差支居候間何卒適當之人物御選択一日モ早く来着候様御尽力被下度此段特ニ御依頼申進候也

明治十九年八月十八日

帝国大学総長渡邊洪基

在独逸国特命全權公使子爵品川彌二郎殿

〔8〕 エッゲルトおよびハウスクネヒト選任に関する申進書

〔8〕 エッゲルトおよびハウスクネヒト選任に関する申進書

品川特命全權公使より井上外務大臣あて

我帝国大学ニ於テ史学教師、教育学教師、理財学教師并ニ哲学教師備入之儀ニ付御訓令之趣致承知候即チ当国文部「プロビンチャル、シニール、コルレギユ

「ム」江倚頼シ適當之人物搜索推選ヲ托シ且濱尾文部書記官モ幸ヒ当國滞在中ニ付同書記官ニ於テモ種々尽力有之候末理財学教師 Eggert 氏并ニ教育学独逸語学教師 Hausknecht 氏ヲ得申候右理財学教師ハ濱尾書記官之尽力ニ依リ当國大学「プロフェッソル」某氏ノ推選ニ係リ最モ適當之人物ニ有之候又教育学独逸語学教師ハ「プロビンチャル、シユール、コルレグニーム」ニ於テ選択致異候人物ニ御座候依而兼而我帝國大学総長ヨリ回付有之候借入条約案ニ依リ別紙之通右兩氏ト条約訂結いたし候

右教育学教師ハ不日当境出発いたし来年一月中旬頃迄ニハ本邦江到着之管ニ有之候尤理財学教師ハ從來当國経済学協会役員ノ地位相占メ居候ニ付俄然其關係ヲ相離レ候儀難相叶殊ニ妻子モ有之候間急速出発之都合ニ難成候但シ遅クとも本年末中ニハ当境出発可致管ニ御座候全体我大学総長ヨリ申越之趣ニテハ右等教師ハ来年歳首ノ学期ヨリ教授ニ従事セシメ候都合ニ相成度所望ニ有之候処前頭之事情ニ付無楓出発遅延候次第ニ御座候

扱又史学教師及哲学教師之義モ同時ニ当文部省江致依頼有之候へ共未タ適當之人物ヲ見出し不申候尤史学教師ニハ姓名選択致異先頃通知有之候ニ付拙官一応面晤致候処条約之ケ条ニ就キ彼是申出候廉モ有之且人物モ如何哉ト存候ニ付可相成ハ他ニ適當之人物ヲ見出し度思考致居申候猶其内当文部省ヨリモ可然人物推選致異候事ト存候

右得貴意候帝國大学総長江別紙条約書式通御回送相成且本文之事情一応御通知置被下度候拜具

明治十九年十月廿八日

特命全權公使子品川彌二郎

外務大臣伯井上馨殿

尚々理財学教師「エゲル氏并ニ教育学教師ハウスクネヒト氏」之出発之際種々支度ノ為ニ費用ヲ要シ候趣ニ而教育学教師之方ハ別段支度料支給之義請求申出候へ共濱尾文部書記官ノ説話ニ拠レバ我帝國大学ニ於テハ今後教師備入之際支

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

度料支給之義ハ一切取止候旨意ニ有之候との事ニ付右支給之義ハ拒絶いたし候(史学教師ハ支度料若シ支給無之候ハ、我招聘ニ難応旨申居候)尤月俸前借之事者往々先例も有之候ニ付右兩氏ト月俸式簡月分ニ当ル金額前借為致候事ニ取計置候右返納之義へ理財学教師ハ毎月百円ツヽ教育学教師ハ毎月七十円ツヽ月俸御交付之都度返納可致様契約可致都合ニ御座候尚右等會計ニ関シ候件ハ別ニ會計信ヲ以テ委曲可申進候也

〔在外帝國公館經由外国人官備雜件

第一卷〕 外交史料館所藏)

〔9〕 ハウスクネヒト到着に関する届書案

帝國大学総長より文部大臣あて

明治二十年一月十一日

書記

総長

書記官

文科大学教師ハウスクネヒト来着之義届案

独逸国ヨリ招雇之文科大学教育学独逸語学教師ドクトル エミール

ハウスクネヒト

ヒト儀一昨九日横濱江到着候条此段不取敢及御届候也

明治廿年一月十一日

帝國大学総長渡邊洪基

文部大臣森有禮殿

〔外国教師関係〕 明治二十年

【解題】

ドイツからの教師雇入れに関する文書〔1〕は帝國大学令公布のわずか十八日後の時点のものである。文書の最初にある職名の下には印または署名が記されている。それらは、この時点で帝國大学と文部省との間に雇入れ合議が成立

したことを示している。そのことはまた、後にハウスクネヒトとリース(Lutwige Riess, 1861-1938)とすることがなっていてゆく。「独逸語学及教育学」教師と「史学」教師との招聘が、帝国大学発足後の外国人教師招聘計画最初のケースであったことを示している。二者とも雇入れ期間は十九年八月から向こう三箇年間というものであるが、「独逸語学及教育学」教師の給与は「史学」教師のそれより約百円低いものであった。

〔2〕は、雇入れ案が閣議決定を経たことを示している。後半の「請議ノ趣認許ス」という書入れは、朱字で書き添えられている。同様の文書は、前後して雇入れられた「理財学」教師(五月三日認許)や、「哲学」教師(七月九日認許)においてもみられる。

〔3〕は、帝国大学総長から文部省学務局長へ雇入れ資格調書を添えて外務大臣へ照会を依頼した文書の写しである。日付は不明であるが、四月下旬か五月初旬と推定できる。〔3〕を受けて、五月十三日付で文部大臣から外務大臣に雇入れ交渉の訓令を在ドイツ公使へ発してほしいとの要請がなされている。なおこれには、「史学」と「教育学」教師の資格の他、法科大学の「理財学及統計学」教師の雇入れの件も加えられている。さらに、五月十九日には外務大臣井上馨からドイツ特命全権公使品川彌二郎へ訓令が下った。同日、外務大臣から文部大臣へその報告がなされている。

これより先、文部省は、外国人教師の招聘のルールに関して外務省と一つの商議を逐げていた。すなわち、文部省直轄学校で外人教師を雇入れる際、それまでは、文部省が直接在外公館に依頼してその紹介で雇入れるという方式をとっていたのを改め、必ず外務大臣の訓令を通じて契約書案を在外公使に送付し、事を運ぶ、という方式である(『外交史料館』在外帝国公館經由外国人官備雑件)。

ハウスクネヒトの雇入れは、この方式による公式ルート(帝国大学↓文部省↓外務省↓在外公使)を通じて進展していった。こうした公式ルートに添った活動と平行して、帝国大学総長渡邊洪基から直接品川彌二郎に対して働きかけが幾度かあった〔4・6・7〕。

〔4〕はその初回のもので、「春暖之時節」とあるが、外務大臣から品川彌二郎への訓令後、すなわち五月十九日以後出されたものである。伊藤博文がドイツ、オーストリーに憲法取調べに行った機縁から日本の諸制度形成のため雇入れた行政官の一人、文部省・内閣顧問テヒョー(Hermann Tschow)に、文科大学長(教授)外山正一が「独逸語学及教育学」教師の資格を相談し、指しを仰いでいるのである。その結果、ブランデンブルグの教育局に人選を依頼することを示唆している。

〔5〕は「独逸語学及教育学」教師の資格と条件の変更を示すものである。外務省からドイツへの訓令が発せられた一ヵ月後のことである。変更点は、①師範学校から大学卒になり、②教授科目に「独逸文学」が加えられ、③給与が約百円増額されて「史学」や「理財学」教師と同額の三百七拾円に引きあげられたことである。この変更については再び公式ルートで直ちに品川にあてて伝えられた。

〔6〕は総長から品川彌二郎にあてた七月中旬以降の書簡の写しである。〔5〕の資格変更に触れており、それに加えて「哲学」教師の雇入れも依頼している。

帝国大学は、その発足初年度(明治十九年-二十年)から計四名のドイツ人教師の雇入れを計画していたのである。その内の三名は文科大学の教師であった。

ところで〔7〕は二週間後に新学期が迫っているにもかかわらず人選が進行せず、困惑した帝国大学当局が、品川彌二郎に宛てた書簡の写しである。〔4・6〕に比べて、強い調子でしかも端的な文章の依頼状である。前二通では、宛名は「品川特命全権公使閣下殿」であったが、それが〔7〕では正式職名になっている。帝国大学の困窮ぶりがうかがえる。

帝国大学では当初から、八月来着を予定し、九月の新学期から授業を担当させる計画であった〔1・2・7〕

〔8〕はドイツ全権公使から外務大臣への雇入れ経過と条約締結の報告書簡である。「独逸語学及教育学」教師ハウスクネヒトと、「理財学」教師エッゲル

トとの条約締結を知らせている。帝國大学での最初の計画段階から、実に半年後のことである。「8」によって、ドイツでの雇入れ方法が明らかにされているのであるが、まずドイツの文部省に依頼し、そこで推薦された人物と面談・交渉を経て決定されていたのである。そして、文部省専門学務局長濱尾新が雇入れ工作に大きな力を貸している。なおこの段階ではまだ「史学」教師リース、「哲学」教師ブッセの名を見ることはできない。

〔9〕はハウスクネヒトの來着を文部省に報告した文書の写しである。明治二十年一月九日、彼はブッセ (Ludwig Busse, 1862~1907) と共に來日した (リースは二月三日、エッゲルト (Udo Eggert, 1840~1893) 於三月五日)。このことは『官報』や『教育時論』、『教育報知』等の当時の教育ジャーナリズムでも報道された。

二、特約生教育学科の開設と生徒募集

〔10〕 帝國大学特約生要項 (文部大臣達) 帝國大学あて

帝國大学

今般中学校等ノ教員ヲ補充セシメンカ為メニ当分其学ニ特約生ヲ置キ文科大學ニ於テ特ニ教育学科ヲ講習セシムヘシ其規程要項別紙ノ通之ヲ定ム

但本文特約生ニ給与スル手当金額ハ当省ヨリ支弁ス

明治廿二年一月十四日

文部大臣子爵森有禮

帝國大学特約生要項

第一 左ノ一款以上ニ該當シテ第九項ノ義務ヲ承認シ其誓約ヲナシタルモノハ帝國大学特約生トナシ文科大學ノ教育学科ヲ脩ムルコトヲ得シム

第一款 各分科大学卒業生

第二款 各分科大学ノ撰科ヲ修メタルモノニシテ文科大學ノ教育学科ヲ修

ムルニ足ルヘキ認定ヲ得タルモノ

第三款 尋常師範學校尋常中学校ノ教員若クハ其他ノ者ニシテ更ニ檢定ヲ

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

經テ相当ノ学力アリト認メラレタルモノ

第二 文部省直轄學校ノ教員ニシテ前項ノ一款以上ニ該當シ第九項ノ義務ヲ承認シ其誓約ヲナシタルモノハ在職ノ儘特約生トナシ文科大學ノ教育学科ヲ脩ムルコトヲ得シム

但本文ノ場合ニ於テハ該學校長ノ許可ヲ經テ出願スヘシ

第三 文科大學教育学科ノ脩業年限ハ一ヶ年半トス

第四 帝國大学特約生ノ定員ハ二十名以内トス

第五 帝國大学特約生ハ毎月金三十拾円以内ノ手当ヲ給与ス

第六 帝國大学特約生ハ授業料ヲ納ムルヲ要セス

第七 帝國大学特約生ハ実地ニ授業法ヲ練習セシムル為メ中学校ニ就キ生徒ヲ

教授セシムヘシ

但本文ノ練習ハ第三項ノ修業年限内ニ於テ之ヲ為スモノトス

第八 帝國大学特約生ハ文科大學ノ教育学科ヲ脩ムルノ外各分科大学ニ就キ某科ヲ研究スルヲ許スコトアルヘシ

第九 帝國大学特約生トナリテ文科大學ノ教育学科ヲ卒業シタルモノハ卒業證書受得ノ日ヨリ其脩業中給与シタル手当金ノ多寡ニ応

拾五円以下ノ者ハ四ヶ年間
二拾五円以下ノ者ハ六ヶ年間
三拾五円以下ノ者ハ八ヶ年間
四拾五円以下ノ者ハ十ヶ年間

教職ニ従事スルノ義務ヲ有シ其半数ニ当ル期限間ハ文部省指定ノ場所ニ奉職スヘキモノトス

第十 右ノ外帝國大学特約生ニ係ル事項ハ一般學生ノ例ニ依ル

附言

前文文科大學ノ教育学科トハ從來ノ文科大學哲学学科ノ教育学科ヲ更ニ擴張シテ之ニ名クルモノトス

〔文部省達〕 明治二十年―明治二十三年

〔11〕 特約生給費額・ハウスクネヒト俸給・実地授業に関する

専門学務局長通牒 帝國大学総長あて

当分貴学ニ特約生ヲ置キ云々本日訓令相成候ニ付テハ自今文部省貸費志願ノ者ハ右特約生ニ御編入相成且右特約生二十名ノ給費額ハ各一ヶ月十五円已上三十円已下ノ平均額ヲ以テ見積リ当省ヨリ支弁可相成授業ハハウスクネヒト氏ヲシテ之ヲ專担セシメラレ候ハ、同氏兼担ノ独逸語ノ授業ハ他人ニ囑托セシメラルヘキ見込ヲ以テ年額凡金壹千円已内ヲ以テ取調御申出相成可然トノ儀ニ有之候条前頭御了知ノ上先一期間即チ一年半実施ノ見込ヲ以テ夫々御允弁相成度將又別紙第七項実地授業法練習之儀ハ東京府尋常中学校ニ就キ施行セラレ可然右ハ略内議済ノ上本日該府へ照会書差出候ニ付回答有之次第可及御通知候間尚右施行方等詳細之儀ハ貴学ヨリ直ニ該府へ打合相成度候此段及御通牒候也

明治廿二年一月十四日

文部省専門学務局長濱尾新

帝国大学総長渡邊洪基殿

『文部省任復』 明治二十二年

〔12〕 特約生教育学科規則

特約生教育学科規則

第一 特約生教育学科ハ高等尋常兩中学校教諭タルヘキモノヲ養成スルタメ設立スルモノニシテ已ニ諸科学ノ学修ヲ了リシモノヲシテ尚ホ教育学及教授方ヲ研修セシムルモノトス

第二 特約生教育学科ハ帝国大学文科大学中ニ設立シテ特約生ハ同大学ノ管轄ニ屬ス

第三 文学士理学士又ハ文科大学理科大学ニ於テ二科目以上ノ撰科ヲ完了セルモノニシテ特約生教育学科修業ヲ願フモノハ試験ヲ用井ス入学ヲ許スヘシ

第四 文部省学力検定試験ニ及第シタル尋常師範学校教員及尋常中学校教員ニシテ特約生志願ノ者ハ第六項ニ掲クル英語ノ入学試験ヲ施スヘシ

第五 第三項第四項ニ掲クルモノニ非スシテ特約生志願ノモノハ第六項ノ英語

入学試験ヲ施シ且左記ノ十三科目中二科目ノ試験ヲ施スヘシ

- 一 倫理学
- 二 和文学
- 三 漢文学
- 四 地理学
- 五 史学
- 六 数学
- 七 物理学
- 八 化学
- 九 生理学
- 十 動物学
- 十一 植物学
- 十二 金石学及地質学
- 十三 画学

第六 第四項及第五項ニ該当スル志願者ノ英語ノ学力ハ左ニ掲クル三書中何レノ章句モ之レヲ理解解釈翻訳及注解スルノ力アルヲ要ス

一 ジエボン氏者論理学 (サイエンス、プライメル)

二 ベーントル氏教育史

三 ベイン氏「エジュケーション、アス、エ、サイエンス」

右ノ外英語ノ談話ヲ解シ且自ラ英語ヲ以テ談話シ得ルヲ要ス

第七 第五項ニ該当スル志願者ノ試験ヲ要スルニ学科ハ高等師範学校ノ学科ヲ修了シタルモノト同一ノ学力アルヲ要ス

第八 特約生ハ修業中教育学科講授ノ外二科目ヲ撰修セシムルモノトス即チ第三項ニ該当スル者ハ大学課程トシテ学修シタル学科中二科目ヲ撰択セシメ第四項第五項ニ該当スル者ハ第五項ニ掲クル十三科目中二科目ヲ撰択セシム又第五項ニ掲クル十三科目ノ外撰修科トシテ英語若シクハ独逸語ヲ撰ムコトヲ得

第九 第四項及第五項ニ該当スル志願者ニシテ二科目ノ一トシテ英語ヲ撰ムモノハ第六項ノ学力ヲ要スルノ外高等中学本科一部ノ学科 (法科文科ヲ専修スルモノ) 卒業者ト同一ノ学力ヲ有シ且英語ノ談話自在ナルヲ要ス

第十 第四項及第五項ニ該当スル志願者ニシテ二科目中ノ一トシテ独逸語ヲ撰ムモノハ高等中学本科一部ノ学科 (前項ニ同シ) 卒業者ト同一ノ学力ヲ有シ且独逸語ノ談話自在ナルヲ要ス

第六項ニ掲クル英語ニ要スル学力ハ独逸語ヲ撰ムモノニ於テモ亦之ヲ要ス

第十一 特約生ノ課業ハ教育学講義教育學演習^{レクチャー、デバレーション}、修^{レクチャー}科[、]及[、]体操術トシ又終期ニ於テ某学校ニ就キ授業方ヲ実修スルモノトス

第十二 特約生ハ修業ノ終ニ於テ最終試験ヲ施ス其試験ノ方法左ノ如シ

一 教育学科試験

二 撰修学科試験

文学士理学士及文科大学理科大学ニ於テ二科目以上ノ撰科ヲ完了セル者ニ非ラサル特約生ハ右ノ外左ノ一科ヲ加フ

三 英語試験

第十三 教育学科最終試験ハ学科講義及演習ニ於テ授ケタル各学科全体ノ試験ヲ施スヘシ

第十四 撰修学科二科目ノ最終試験ハ該撰修科ニ就キ更ニ深く研究セシヤ否ヲ点検スルニ在リ

一 文学士理学士及文科大学及理科大学ニ於テ二科目以上ノ撰科ヲ完了セシ

モノニシテ特約生タルモノハ撰修学科二科目ニ就キ當テ講授セラレタル講義ヲ完ク復習シタルノミナラス更ニ其三年間ノ学業ヲ教育学理ノ点ヨリ研究シタルノ成績ヲ表スルヲ要ス

二 高等師範学校卒業生ニシテ特約生タルモノハ撰修二科目ニ就キ之レヲ復習シタルノミナラス又其学科授業ノ方法ヲ研究シタル成績ヲ表スルヲ要ス

三 第五項ニ該当スル特約生ハ特約生学科ニ入学ノトキ撰指シタル学科ヲ在学中研修シ且其学科授業ノ方法ヲ研究シタル成績ヲ表スルヲ要ス

第十五 第十二項第三款ノ英語試験ハ英語及作文ノ二課稍熟練シタルノ成績ヲ表スルヲ要ス

第十六 特約生ハ大学学生ト同ク図書館規則ニ依リ大学図書館ノ圖書ヲ閲覧スルコトヲ得

第十七 特約生ハ学科上ノ妨碍トナラサルトキハ大学中他学科ノ講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第十八 第十二項第十三項第十四項ニ掲クル最終試験ヲ了シタル特約生ニハ其

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

修業学科即チ教育学授業方及撰修二科目試験ノ成績ニ依リ証書ヲ授ケヘシ但第四項第五項ニ該当スルモノニハ英語ノ成績ニ就キ別ニ証明書ヲ与フヘシ

第十九 特約生学科ハ二十二年四月八日ヲ以テ始メ二十三年七月中旬ヲ以テ終ル

但志願者中不得止事故ノタメ四月ニ於テ入学スル能ハサルモノハ願ニ依リ九月九日ニ於テ特ニ入学ヲ許スヘシト雖此輩ハ入学ノ節更ニ余分ノ試験ヲ行フヘシ即チ四六月中講授ノ業ヲ予メ在学者ノ筆記ニ就キ学修セシメ九月入学ノ時ニ於テ之レカ試験ヲ施スヘシ

第二十 入学試験ハ来ル三月二十五日ヨリ施行ス入学志願者ハ三月二十日迄ニ文科大學へ出願スルヲ得

〔官報〕第一六八二号 明治二十二年二月九日

〔13〕 特約生入学選抜に関する説明 文科大学

○帝國大學特約生学科規則中説明

官報第千六百八十二号(二月九日)ニ掲載ノ帝國大學特約生教育学科規則中第四項文部省学力検定試験ニ及第シタル者トハ第五項ニ掲クル十三科目中二科目以上該試験ニ及第シタル者ヲ云フ又第八項ノ撰修二科目ハ入学ノトキ試験科目トシテ撰指シタルモノヲ更ニ在学中研修セシムルノ意ナリ故ニ英語ヲ試験科目ノ一ニ扱ムモノハ第九項ノ学力ヲ要ス

右往々説明ヲ求ムルモノ有之ニ付キ広告ス

文科大学

〔官報〕第一七〇三号 明治二十二年三月七日

〔14〕 特約生募集告示 文科大学

○特約生召募

今回中学校等ノ教員ヲ補充センカタメ特約生ヲ設ケ教育学科ヲ講習セシメ候条志願ノ者ハ官報第千六百八十二号ニ掲載ノ特約生要項及規則熟覽ノ上本学ヘ出願スヘシ

明治二十二年二月

文科大学

『官報』第一六八四号 明治二十二年二月十三日

【解題】

東京学士会院や、教育会等での数回の講演を除けば、ハウスクネヒトの三年半の滞在期間中の活動は帝国大学での教育に終始していたといつてよい。彼は大学との契約通り、ドイツ語、ドイツ文学、教育学を講じた〔21・22〕。とりわけ滞在後半期の特約生教育学科の指導はその最も大きな業績の一つであった。

従来、特約生教育学科制度はハウスクネヒトの建議によって創設されたと言われてきた。特約生教育学科は「大学における中等教員養成」という形式そのものにおいても、また、教職にかんする専門科目を教育内容に組み入れている点においても、当時のドイツの大学にみられる「教育学ゼミナール」に類似している。そうしたことからみても、充分右の推測は成り立つ。だが、今回は、ハウスクネヒトが提出したとされる建議書を発見することはできなかった。

しかし、特約生教育学科がどのような経過を経て実現されたかを示す明らかなにするものとして、〔10・11・12・13・14〕の各史料がある。

〔10〕の本文は、特約生教育学科が、文部省訓令によって、文科大学に附設されていったことを示している。特約生教育学科は中等教員養成を目的とするものであり、文部省給与生である特約生を置き、教育学科を教授することとしている。本文にあたる「帝国大学特約生要項」は、特約生の資格条件、特約生教育学科の期間、定員数、給与額、授業料免除、教育内容、服務規定、帝国大学内での身分等にわたり、文部省が規定したものである。さらに「附言」は教育学科という課程が、既設の哲学科の「教育学」を拡張したものだといふ文部省

の見解を示している。ただし、当時「教育学」という学科目は、たしかに文科大学におかれていたが、それは特に哲学科の専修科目だったわけではなく、その他の和文学科、漢文学科、史学科、博言学科、英文学科、独逸文学科の各学科にも、共通におかれたものである。従つて「従来ノ……哲学科ノ教育学」という表現には疑問が残るが、後考に俟ちたい。

この訓令に呼応する形で、帝国大学側は、内規として「特約生教育学科規則」を制定した〔12〕。その内容は、特約生教育学科の目的、大学内での位置付け、入学資格者、入学試験科目、教育内容とその評価方法、図書館の利用、開設期間、入学要領等に及んでいる。特に入学試験の内容と、各々の受講学科の修了試験・評価に関しては詳細に記されている。

ハウスクネヒトの任期も関係したのであろうが（二十二年七月四日帰國）、一回限りの極めて暫定的な教員養成制度であった。にもかかわらず、文部省の施行への意欲と期待の程は多額の予算に表わされている。

運用にあつたの行政的措置計画を明示したのが〔11〕である。帝国大学に訓令が下された同日の一月十四日に専門学務局長（濱尾新）から出されている。これによって、それまでハウスクネヒトが兼担していた独逸語は、四月からフロレンツに嘱託されている。また、授業実習校に東京府尋常中学校を指定している。

以上の準備経過を経て、特約生募集は二月中旬から行われた。『官報』はじめ当時の教育ジャーナリズムでも広く報道された〔14〕。入学試験は三月二十五日から行われ（規則）第二十項、十三名が入学を許可された。なお、「規則」第十九項にもとづく入学試験が九月にも行われた。

三、特約生たちとその後

〔15〕 手当増額に関する田中義五郎陳情書 文科大学長あて

陳情願書

私不敏魯鈍をも願ミズ夙に大学入校之志を興し十三歳の時より中学に入り孜々

勤学罷在候処豈図らんや十五歳にして忽ち父を喪ひ家計窮乏如何とも致す能はずさりとて半途廃学仕候ハ残念之至に存し家計の窮乏をも顧みず若心焦志纏かに辛じて中学初等高等の両科を卒業仕候処大学入校の念益々禁し難く百万経画候も何分朝夕糊口之資さへ無之次第家貧親老縁仕せざるハ不孝之至と存じ強て職を亀岡中学に奉じ爾来再將歳を経る事已に四年を過ぎ其間度々遊学之途相求め候も何分一家相持し候事故如何とも致す能はず日夜痛歎罷在候処幸なる哉今度新たに教育科特約生を大学に設けられ学資三十円以下を給せらると聞き窃かに自ら為らく且学ひ且養ふ是を棄て、又他に求むる所なしと因りて老親之許を得断然賜暇上京致候処幸に入学被差許ハじめて初志を達せりと欣喜之至存居然るに豈図らんや給せらるゝ金額僅かに前俸給の半にも足らずとハ在郷之時すら家計の余りあると申す訳にてハ無之候に今ハ羈旅之身と成り家に老親を奉じ自身如何程節儉仕候も到底家を持し親を養ふ之余資無之さりとて既に一旦賜暇入学之上なれば今更退学帰郷と申す訳にも参り不申実に進退是れ谷まり自ら為す所を存じ不申候何卒情実御憫察被下私年来の志願を遂させ被下度就てハ決して多分之事者御願ひ不申上唯前俸給半額之上に五円増給被下仰ひてハ以て老親を養ひ俯してハ以て自ら学ふ事を得せしめ被下候得べ実感恩幸甚之至奉存候右様之次第に付已ニ御予定とハ奉察恐入候得共何卒猶一応御勘考御憫察被下度此段伏して奉懇願候恐惶頓首

明治二十二年四月十九日

特約生

文科大學長外山正一殿

田中義五郎

『文部省會計局往復』 明治二十二年 一)

〔16〕 同前に関する文部省會計局長の回答 帝国大學總長あて

特約學生田中義五郎手当増給之義ニ付乾第三九号ヲ以テ御照会之趣了承右件増額之義当局ニ於テ差支無之候右及御回答候也

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

明治二十二年四月二十七日

文部省會計局長久保田讓

帝国大學總長渡邊洪基殿

追テ別添本人陳情願書及御返付候条右領取有之度候也

『文部省會計局往復』 明治二十二年 二)

〔17〕 備付圖書貸出に関する特約生の取扱について

明治二十二年四月十三日

總長

書記

書記官

図書館

文科大學教育学科ニ於テ必用ノ圖書ヲ該科教場ニ備置ノ儀教員ヨリ請求アラハ貸付スベク且ツ該学科特約生ニ書籍ヲ貸付スルハ撰科生ト同様ノ取扱ヲ為スベシ 『檢印録』

〔18〕 稻垣末松の転居につき通知 専門学務局長より帝国大學書記あて

稻垣末松ノ義過日特約生宿所御報後本郷区根津須賀町拾番地ニ転居致候ニ付御達方ノ御都合モ可有之ト存候間謹テ及御通知候也

八月廿四日

専門学務局長

帝国大學書記御中

『文部省往復』 明治二十三年

〔19〕 稻垣末松の就職に関する照会

文部省専門学務局長より帝国大學總長あて

先般卒業候貴学特約生稻垣末松儀月俸四拾五円ヲ以テ栃木県尋常中学校教諭ニ

採用致度趣同県知事ヨリ上申候ニ付上申通指定相成候条右之趣本人へ御申達相成度此段及御照会候也

明治廿三年八月廿四日

文部省専門学務局長濱尾新

帝国大学総長加藤弘之殿

追テ右任用之儀ハ先方ヨリ直ニ本人へ申達相致答ニ候条右之趣本人へ御申達相成度候也

〔20〕 同前の就職所に関する本人への通知案(控)

帝国大学書記官より稻垣末松あて

明治二十三年八月二十五日

総長 書記

書記官

文科大学長

特約生稻垣末松江就職所指定通知案

〔表1〕特約生一覽

〔文部省住復〕 明治二十三年

| 氏名 | 出身府県 | 在籍期間 | 給与金 | 修了直後の就職先・(その他) |
|--------|-------|-------------------------|-------|-------------------|
| 福島本勝 | 東京府 | 明治22・4・8 23・7・7 (修了) | 二十円 | 大阪府尋常師範学校・同府尋常中学校 |
| 菅沼岩藏 | 静岡府 | " " | 十五円 | 静岡府尋常師範学校・同県尋常中学校 |
| 田中義五郎 | 京都府 | " " | 十五円 | 京都府尋常中学校 |
| 木村牧 | 青森県 | " " | 十五円 | 高等師範学校附属校 |
| 本莊太郎 | 島根県 | " " | 二十円 | 東京府尋常中学校 |
| 谷本富 | 愛媛県 | 明治22・9・11 " | 十五円 | 山口高等中学校 |
| 稻垣末松 | 愛知県 | 明治22・9・20 " | 十二円 | 栃木県尋常中学校 |
| 松井簡治 | 千葉県 | " " | 七円五十銭 | (国文学科撰科) |
| 岡田五兔 | 東京府 | 明治22・9・24 " | 七円五十銭 | 福島県尋常中学校 |
| 荒井甲子三郎 | 東京府 | 明治22・9・27 " | 十二円 | 東京美術学校 |
| 米山長太郎 | 石川県 | 明治22・11・28 " | 十円 | 佐賀県尋常師範学校 (明治24) |
| 山口小太郎 | 東京府 | 不明 " | 不明 | 第一高等中学校 (明治24) |
| 木村嚴 | 不明 | 明治22・4・8 22・4・20 (転学) | 七円 | |
| 依田雄甫 | 不明 | " " | 七円 | |
| 伴德政 | 不明 | " " | 二十円 | |
| 飯塚八百太 | 不明 | " 22・4・20 (退学) | 十五円 | |
| 中澤誠一郎 | (調査中) | " 不明 | 十円 | (調査中) |

〔註〕『官報』第二二二一号、『文部省会計局住復』(明治二十二年)、『文部省住復』(明治二十三年)等によつて、作成したものである。

今回貴所ヲ月俸四拾五円ヲ以テ栃木縣尋常中学校教諭ニ採用ノ儀ハ県知事より上申候ニ付上申通指定相成候旨文部省専門学務局長ヨリ通牒有之候間此段及御通知置候也

明治二十三年八月廿五日

帝国大学書記官氏名

稻垣末松殿

追テ任用之義ハ先方ヨリ直ニ其所へ申達ベキ筈ニ有之候条此旨申添候也

〔文部省往復〕 明治二十三年

【解題】

特約生たちは文部省給与生であったが、その額には月額最低七円から最高二十円の幅がみられる〔表1〕。予定では、十五円以上三十円以下で、二十名分を見込んで予算化されていたはずであったが〔11〕、実際には総額において、一人当りの実支給額においても、それより少かったとみられるのである。

大部分の特約生は現職教員であったので、家族をかかえての勉学は大変であったであろう。田中義五郎は窮状を訴え、給与額を十二円から十七円に引きあげてほしいと願い出て、それが認められている〔15・16〕。こうした低い給与額が原因していたかどうかは定かではないが、開設二ヵ月後の六月には、在籍者数は六名に減った。

次に、帝国大学内での特約生は正規の学生と比してどのように扱われたのであつたらうか。文部省給与生であり、授業料免除〔要項〕第六項〕という経済面での特権を持っていた彼らではあつたが、教育面では一般学生並〔要項〕第十項〕、もしくは撰科生並の待遇だつたと思われる〔17〕。帝国大学一覽には在籍者名簿はあるが、卒業者名簿はなく、『官報』にイロハ順の卒業者名が掲載されているにとどまっている（当時の帝国大学卒業者名簿は成績順であった）。また、「学科上ノ妨碍トナラザルトキハ大学中他学科ノ講義ヲ聴聞」できるといふ一項〔規則〕第十七項〕もある。帝国大学での特約生の身分は正規

学生とはかなり異なつたものであつたと推察される。

特約生たちは明治二十三年七月七日に修了し、文部省の指定した学校へ、服務義務を果たすべく就職していった〔要項〕第九〕。松井簡治と山口小太郎を除く卒業生全員の就職関係の文書が発見されているが、ここでは稻垣末松の場合をあげておいた〔18・19・20〕。これらによれば、特約生は卒業後の所在を文部省が把握しており〔18〕、就職の斡旋は文部省専門学務局と府県との取り決めの後、文部省から帝国大学を経由して、まず特約生に伝えられた〔19〕。そして、ほとんどが中学校教員として採用されている。なお、特約生各々の就職決定時期には幅があり、最も早いものは八月一日付の谷本富、本莊太一郎、田中義五郎、菅沼岩藏の四名であり、十月あたりでほぼ全員決定されていた。ただ、遅く決まつた例としては翌二十四年一月の米山長太郎がある。これは米山が特約生のうち、一番入学時期の遅い生徒であつたためであろう。また、木村牧は早くも着任八ヵ月後に、島根県尋常中学校長に転出している。文部省がどのような原則に基づいて、特約生たちを各々の地域に割り振つていったのかは明らかではないが、彼らは広範な地域に散つていった〔表1〕。

なお、〔8・11・19〕などからみても、専門学務局長濱尾新は、結局ハウスクネヒトの雇入れ、特約生教育学科の実施、卒業生の就職まで、一貫して関係したことになる。

四、大学内でのカリキュラムと東京府尋常中学校

での実習

〔21〕 ハウスクネヒトの申報 明治二十年（一八八六）一月―七月

独乙語学教育教師ハウスクネヒト申報

一千八百八十七年一月ヨリ同年七月マテ余カ講授シタル申報ヲ呈ス

独乙語 独乙語ヲ教授シタル者ハ左ノ如シ

一千八百八十七年三月ヨリ七月マテ第一級学生（政、文）ニシテ其教科書ハウスヘルテル氏著高等中学用万国史ヲ用ヒ又第二級学生（政、文）ニシテ

其教科書ハウエルテル氏著高等師範学校用万国史ヲ用ヒ第一章百一頁ヨリ第百二十五頁ニ至レリ

右及左記ノ各学級ニ於テハ所用ノ教科書ヲ以テ作文会話ノ用ニモ供セリ

一千八百八十七年四月ヨリ七月マテ第一学級学生(政、文) 授業ニハグロ

ーテ氏著独乙語読本第一頁ヨリ第二十一頁マテ又コンフアルト氏著独乙文典

(第一章ヨリ第二十五章マテ)ヲ教科書トセリ

第二学級学生(政、文) 授業ニハウエルテル氏著教科用万国史(第二章二百

七十三頁ヨリ二百九十六頁ニ至ル)及コンフアルト氏著独乙文典(第一章ヨ

リ第十六章ニ至ル)ヲ教科書トセリ

教育学科ニハ

一千八百八十七年四月ヨリ七月マテ教育学概論紀元前教育史ヲ講授セリ

『文部省往復』 明治二十一年

〔22〕 ハウスクネヒト申報 明治二十一年(二八八八) 九月一二十三年

(二八九〇) 三月

音学近世博言学通論教育学教師ハウスクネヒト申報

千八百八十八年九月ヨリ千八百九十年三月ニ至ル授業

一 教育学 第三学級

教育学概論及教育学略史

二 独逸語

甲 第一学級

コムホルト、ジャーマン、コース一章ヨリ三十五章マデ

反訳、記取、作文、会話ノ簡易ナル実習

フッフハイム、モデルン、ジャーマンリータル第一卷一頁ヨリ十五

頁マテ反訳

乙 第二学級 第三学級

レツシング及ゲレルト、ファーベルン中拔萃及二氏の伝併ニ文学上二氏ノ成績

シルレル及ゴエラ氏小曲若干ノ解釈及独逸文学発達上二氏ノ成績并

ニ二氏ノ伝

ギユスタープフライタク著フレデリッヒ、デル、グロッツセ

ダビッド、シヌーレル、ゲシヒテ、デス、ドイツセン、クリーゲス

七百四十八章ヨリ七百九十章マデ

言詞学ノ実習、書取筆記復習

三 独逸文学科

シルレル氏伝

シルレル哲学概要(キユンストレルニ拠ル)

全四月ヨリ七月ニ至ル授業

教育学

一 第三学級及特約生

教育学概要ノ内某部特ニ授業法概要

二 特約生

甲 講義

教育学概要

教育学概要及実地演習

授業法ノ某部

近代国語授業法理論及英語授業法

実地演習

乙 演習會

教育学ノ講義及書籍又ハ特ニ授ケタル講授ニ就キ討論演説批評ヲ為

シ又論文ヲ作ラシム

丙 自修

ペインタル教育学史中某章釈解及批評参考書ノ顯示
〔文部省任復〕 明治二十三年

〔23〕 『教育学汎論』 (抄) ハウスクネヒト著 明治二十三年刊

教育学汎論

ドクトル、エ、ハウスクネヒト

教育学トハ何ゾ、曰ク、教育ニ関スル事ヲ講究スルノ學問ナリ、何ヲカ是レ之ヲ教育ト云フ、抑モ教育ノ何タルヲ知ント欲セバ、須ラク先ヅ教育者ト受育者、即チ教ヲ施ス者ト教ヲ受ル者トノ事ヲ明カニセザルベカラズ、夫レ教育者トハ、成年ノ人ニシテ相当ノ威權ヲ具ヘテ兒童ヲ教授シ、以テ能ク其心意ノ発達ヲ図ル者ヲ云ヒ、受育者トハ、未ダ成年ニ達セザル者、即チ未ダ自己ノ意見ヲ作為スルノ堪能ヲ有セズ、事ニ当リ物ニ応ジテ、己ノ為メニ、事物ノ善惡邪正ヲ識別スルノ能力、夫ダ発達セザル者ヲ云フ。

凡ソ人、其影響ヲ他ニ及ボサントスルニハ、必ズシモ之ガ方法ヲ予定スルヲ要セザルモノアルベシト雖モ、教育者ノ受育者ニ及ボサントスル所ノ影響ニ至リテハ、決シテ之ヲ自然ノ成リ行キニ任スベカラズ、必ズ受育者ノ心意ノ発達ヲ以テ目的トセル一定ノ考案ヨリ生ズル所ノモノタラザルベカラズ、左レバ教育ノ事ハ先ヅ一定ノ目的ヲ定メ、而シテ能ク此目的ヲ達スルノ方法ヲ予定シタルノ后ニ非ザレバ、之ヲ企ツベカラザルナリ、苟モ然ラズンバ到底教育ノ効果ヲ取ムルコト能ハズ、是ニ由テ教育ノ何タルヲ定義スレバ教育トハ「教育者ガ一定ノ考案ニ準リテ、受育者ニ及ボス所ノ順序アル故意ノ作用」ヲ云フ。

然レドモ教育ハ、人間ノ全体ヲ以テ、其目的物トナスモノニアラズ、教育ノ関スル所ハ、専ラ人ノ心意ニアリ、故ニ身体ノ教育、即チ体育ナド称スル語ハ、蓋シ其当ヲ得タルモノト云フベカラズ、元來心意ト身体トハ、極メテ密接ノ關係ヲ有スルモノナルヲ以テ、身体ノ發育ト健康トハ、教育上ニモ亦太ダ緊要ナルヤ素ヨリ論ヲ俟タズ、然レドモ教育者ガ心身相関ノコトニ就テ知ルヲ要スベ

キモノハ蓋シ左ノ数事ニ過ギザルベシ。

- 一、教育ヲシテ、効果アラシメンニハ、身体ノ健康ヲ要スルコト。
- 二、教育者ハ、生徒ノ心意上ニ及ボス所ノ身体上ノ諸力ヲ知ラザルベカラザルコト。
- 三、教育者ハ、内界ト外界トノ交通ハ、独リ身体ナル機關ニ依ルモノナルコトヲ忘ルベカラザルコト。

身心相関ノコトニ就テ、教育上ヨリ講究スベキモノ、概シ右ノ如クニシテ、身体ノコト、亦決シテ之ヲ等閑ニ付スベカラザルナリ、然レドモ心意ノ教育ト身体ノ教育トハ、其格ヲ同フシ、其位ヲ等フシテ並ビ称スベキモノニアラズ、若シ夫レ生徒ノ身体ニ欠クル所アラバ、須ラク之ヲ医師ニ托シテ、其治療ヲ需ムベキナリ、教育者豈ニ自ラ医師タルヲ要センヤ、是ヲ以テ身体ノ健全ハ教育上ヨリ之ヲ觀察シ来レバ一種間接ノ作用タルニ過ギズ、而シテ教育ノ真固ノ目的ハ、唯々之ヲ受育者ノ心意中ニ求ムベキナリ。

〔以下略。原本一〇三頁〕

(国立国会図書館所蔵)

〔24〕 ハウスクネヒトの講義にもとづく特約生のレポート (抄)

英語教授法一班 第一

特約生 山口小太郎
田中義五郎 稿

此篇は文科大学教師「ドクトル、エミール、ハウスクネヒト」先生の大学にて講演せられたる英語教授法に基き第三年生(十歳にして中学校に入り始めて英語を学び二箇年の科程を修了したるもの)に授業するの一例を示したるものなり

語学の心要

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

英語教授法の一班を述ふるに先ち教育上一般の語学の必要なるを陳へ置くも決して無用のことには非るへし夫れ教育的教授は経験（又見聞と云ふ）と交際とを広く是によりて生徒の多方興味を醒起し其徳性を涵養するに外ならず而して交際の手段は則ち言語にして談話通信等何れも言語によらざるはなし又想像の交際を広くする歴史の如き其国の言語に通せされは決して真正に其歴史を理會し其史上の人物と想像の交際をなすこと能はざるなりと何なれば歴史の要ハ国民の精神を知るにありて国民の精神は最も善く言語にて代表し居ればなり斯く言語は言語其ものの必要なるか上に教育上最も必要なる歴史と親密なる關係を有するものなれば語学の教育に欠く可からざる更に言ふを待たざるへし且つ教授は諸教科を善く相連絡し生徒の心意をして多岐に分かれしめざるを主とすれば語学を授くるに際しても独り歴史科のみならず猶善く他の教科と相連絡せしめんことを務むへし而して語学は最も善く之を為すに適せるものとす

教師の心得

如何なる学科たるに論なく凡そ教師たるものは絶えず教授をして教育的ならしむることを忘るへからず言ひ更ふれば単に智識を授くるを以て満足す可からず常に教育学理を応用し多方興味（即ち学問、思弁、好尚、同情、公共、崇敬）を醒起するを目的とすへし故に教師たるものは（第一）秩序的に智力を開発し（第二）秩序的に情操を感動し（第三）秩序的に徳性を涵養することを務むへきなり

語学の取扱

〔以下細目一略〕

教師の学識

〔以下細目一略〕

読本の組織

〔以下細目一略〕

授業の一例

〔以下細目一略〕

『山口高等学校教則説明書附録』よりの抄録。百九一―百二十六頁

〔表2〕 特約生教育学科目および担当教師一覽

（明治二十二年四月―七月）

（明治二十二年九月―二十三年七月）

| 学科目 | 担当氏名 |
|-----|---------|
| 教育学 | ハウスクネヒト |
| 英語 | デクソン |
| 物理学 | 山川健次郎 |
| 国語 | 物集 高見 |
| 漢文 | 島田重禮 |
| 倫理学 | ブッセ |
| 動物学 | 箕作佳吉 |
| 史学 | リース |

| 学科目 | 担当氏名 |
|-----|---------|
| 教育学 | ハウスクネヒト |
| 倫理学 | ブッセ |
| 国文学 | 小中村清矩 |
| 漢文学 | 島田重禮 |
| 史学 | リース |
| 英語 | デクソン |
| 独逸語 | フロレンツ |
| 物理学 | 山川健次郎 |
| 動物学 | 箕作佳吉 |
| 地質学 | 小藤文次郎 |
| 植物学 | 矢田部良吉 |

〔文部省往復〕明治二十三年、同明治二十四年「文科大学教員受持学科」の表より。人名表記も原文のまま

〔25〕 特約生実地授業法練習に関する照會

文部省専門学務局長より東京府知事あて

今般別記帝国大学特約生要項ニ拠り文科大学ニ於テ教育学科ヲ教授セシメラルヘキ計画有之候処第七項実地授業法練習之儀ハ貴府々立尋常中学校ニ於テ施行候ハ、彼此便宜之次第ニ付御差支無之候ハ、右御承諾可然御取計相成度尤尚詳細之儀ハ帝国大学ヨリ直ニ御打合可致此段及御照會候也

明治二十二年一月十四日

文部省専門学務局長濱尾新

東京府知事男爵高崎五六殿

帝国大学特約生要項

(以下細目—略)

〔26〕 同前に関する東京府会常置委員諮問案

明治二十二年一月廿四日

学務課主任

学務課長

知事

議事課長

第一部長

第二部長

府会常置委員へ諮問案

帝国大学特約生中学校ニ就キ実地授業法練習致度旨別紙照会ニ付一応常置委員へ御諮問之上御回答相成可然と被存候ニ付御諮問之義相伺候也

〔往復録〕学務課 明治二十二年 東京都公文書館所蔵

〔27〕 同前に関する大学への質問状(控)

一

特約生中学校ニ就キ生徒ヲ教授スル之儀ハ中学校ノ規則ニ基キ授業時間及教科用書ハ本学規定ノ通施行スル事

二

毎日練習トシテ特約生凡人位中学校ニ出勤スルヤ否

三

教場ハ一教場ヲ以テ実施スルヤ又ハ何教場ヲ要スルヤ否

四

特約生教育学科とドイツ人教師エミール・ハウスクネヒト

毎日練習ノ時間ハ五時間ヲ要スルヤ又ハ何時間ヲ要スルヤ否

五

凡ソ何月頃ヨリ中学校ニ就キ練習スルヤ否且ツ何ヶ月間ヲ要スル見込ナルヤ

否

〔往復録〕学務課 明治二十二年 東京都公文書館所蔵

〔28〕 同前に関する回答

文科大学事務室より東京府学務課あて

過刻外山大学長ニ御質議之件担当教師ニ打合候間左ニ申進候

一 授業時間及教科用書ハ御規定ニ従ヒ変更ヲ要セズ

二 毎日練習ノ人員ハ未タ入学者召募前ニ付判明イタシガタシ

三 教場モ不明

四 時間ハ入学者撰択ノ学科ニ依リ定ムルモノニ付予メ定ムル能ハズ

五 中学校ニ就キ実地練習スルハ来ル二十三年四月ヨリ七月マテノ四ヶ月間ヲ

要ス

右之通及御報候也

明治二十二年一月十九日

文科大学事務室

東京府学務課

布施仲男殿

〔往復録〕学務課 明治二十二年 東京都公文書館所蔵

〔29〕 同前に関する東京府尋常中学校長の回答 府学務課長あて

本月十五日附帝国大学特約生本校ニ於テ実地授業練習之義ニ付御照会相成候処本校ニテハ別ニ差支無之候条此段及御回答候也

但シ特約生本校ニ在リテ授業中ハ総テ本校之規則ヲ遵守ス可キ者ト心得本文

之御回答教候条此段為念申添候

明治廿二年一月二十五日

東京府尋常中学校校長丸山淑人

学務課長元田直殿

〔往復録〕学務課 明治二十二年 東京都公文書館所蔵

〔30〕 同前に關する東京府回答案

東京府より文部省専門学務局長あて

明治廿二年一月十五日

学務課主任 布施仲男

学務課長 課僚

知事

第二部長

尋常中学校ニ於テ帝国大学特約生実地授業法練習之件回答案

文部省専門学務局長宛

長官

帝国大学特約生教育学科実地授業法練習之義本府尋常中学校ニ於テ施行候ハ、彼是便宜之旨御照会相成候処了承候右者本校規則通りニ而御施行ニ候へハ別段差支無之候条此段及御回答候也

理由 本文之件常置委員ニ於テモ異議無之且ツ本校ノ為便宜之次第モ可有之と被存候ニ付回答案ヲ草ス

〔往復録〕学務課 明治二十二年 東京都公文書館所蔵

【解題】

特約生教育学科のカリキュラム構成はどのようなものであり、特約生たちは実際にどのような教育を受けたかを示すのが〔22・23・24〕および〔表2〕である。「規則」第十一項によれば、教育学科目と撰修学科目とで構成され、教

育学科目には教育学講義、教育学演習、予修科、授業実習及び体操術がおかれることになっていた。実際にどのような学科目が教えられたかを明らかにしているのが〔22〕である。

それによれば、講義は教育学概論と教授法の理論とにわたっていたが、その具体的内容は〔22〕によつては明かでない。ただ彼の残した唯一の著述の訳が〔23〕である。それはケルンの *Grundriss der Pädagogik* によつたと解される。教育は一定の目的を定め、その目的に達する方法を準備して行う作用である。教育の目的は心意の形成にあり、それは倫理的「徳」である。その目的達成への方法は生徒の身体と心理とを留意して行われるべきものであると説いている。さらに、「教授ニ由テ、善悪邪正ヲ識別スベキ明知力ヲ生徒ニ付シタルノ後、更ニ訓練ニ由テ、児童ノ全体ノ意思ヲシテ道德的ノ明知力ニ從屬セシメ、而シテ、其道念ニ服従スル様之ヲ練習セザルベカラス」〔教育学汎論「八頁」〕と、教授・訓練論を展開しているのである。他にハウスクネヒト自身の語つてるところによれば、「生徒ノ自己ノ経験」から「意識ノ觀念」をいかに「造成」するかの教授論に力点を置いた講義であつたとみられる〔山口高等学校教則説明書「二十一頁」〕。

次に演習としては、講義に基づいて特約生たちによる討論・発表・論文作成が行われた〔22〕。〔24〕はその論文の一篇で、山口小太郎と田中義五郎兩名の署名入りの英語教授法のレポートである。ハウスクネヒトの英語教授法の講義に基づいて教授プランの一例として書いたものとみられる。語学教育の目的から説き起こし、「語学の取扱」では、当時の日本の語学教授法において、綴字・文法・会話がそれぞれ別個に扱われていることを批判し、それらを総合化した方法を説いているのである。ここでは省略したが、「教師の学識」の項では、英語そのものの他に、文化や歴史等の知識を要求している。「読本の組織」では児童に持っている知識を応用し、他学科との関連をふまえた日本の児童の為の読本を編集することを主張した。次の「授業の一例」ではヘルバルト派の五段階教授法の応用がみられる。当時の日本の教育に対する批判的認識に立脚したヘルバルト派教授法の展開であつた。ちなみに、中学教育改革プランである

『山口高等学校教則説明書附録』には、この他谷本富の「歴史教授法要論」、山口小太郎の「独逸語教授法」等も含まれている。

また「規則」によれば、特約生たちは撰修学科二科目を専攻したが、撰修学科目の範囲は十三学科目と英語、ドイツ語に及んでいた〔12〕。だが、実際には地理学、数学、化学、生理学、金石学及地質学、画学は設けられなかった〔表2〕。学科担当者名からして、文科大学や理科大学などの他学科生との共通授業であったかと思われる。特約生たちの受講状況は片寄っていた。「英語」が六名でもっとも多く、「漢文」または「漢文学」が合せて五名、これに「史学」が四名と続き、自然科学系科目はわずかに「物理学」「動物学」各一名ずつに過ぎなかった。

以上の帝国大学内での教育の他、「規則」にあった中学校での実地授業法練習も、実際に組まれていたことがわかる。文部省専門学務局長は、実習校として東京府尋常中学校（のちの府立一中）を指定する旨を帝国大学に伝え（一月十四日付）、同日東京府に対してその依頼をしている〔25〕。これを受けて、東京府では常置委員に諮問している〔26〕。その上で東京府は実地授業法練習に關しての五項目にわたる質問をし、それに対する回答が文科大学事務室から出されている〔27・28〕。期間は二十三年四月から七月の四ヵ月間と予定され、授業時間や教科用書等は中学校の規則に従い、実習科目は特約生各々の撰修学科目によるとした。一方、東京府尋常中学校長からの、本校の規則に従ってくれれば差し支えないとの回答も寄せられている〔29〕。そして、文部省からの依頼の一ヶ月後には東京府から受け入れを了承する旨の文書がみられる〔30〕。かくて、特約生教育学科は東京府の協力までも得て施行されたのである。

おわりに

以上一〇四にわたって、ハウスクネヒトと帝国大学、帝国大学文科大学および特約生教育学科との関連を示す史料を紹介してきた。ハウスクネヒトの伝記的研究としては、なおドイツ側の諸資料を検索する必要があるけれども、今そ

特約生教育学科とドイツ人教師 エミール・ハウスクネヒト

れを果すことはできない。

ハウスクネヒトは、自らの教育した特約生たちが課程を修了するのをまたず、解約帰国している。これが彼の個人的な事情によるものか、それとも、帝国大学側の財政事情によったものか、今のところ断定はできない。リース、ラートゲン、ベルツ、ダイワース等とともにハウスクネヒトも、財政事情からする外国人教師削減等の一環として解約予定に入り、その予定通り明治二十二年度内（二十三年春まで）をもって解約されるはずのところを四ヵ月間延長されたのだとみることもできよう（この問題については、金井圓『お雇外国人——人文科学』一九七六年、一二八—一二三頁の記述および同一二九—三〇頁に引用の文部大臣宛渡邊総長上申書案を参照）。

それはともかく、ハウスクネヒトとほぼ同時期に雇入れられた外国人教師がほとんどドイツ人教師であったことは、帝国大学創立当時の伊藤政府の学術文化政策を示すものとして、きわめて注目すべき事実である。とくにハウスクネヒトは、森有禮が全国七ヵ所に設置した高等中学校制度とのかかわりで招雇されたとみられる。それは、伊藤と森が構想したドイツ型の中等教育と、帝国大学における研究教育との連関を示すことがらである。また、以上の史料整理の過程で私たちの気づかされたのは、「特約生教育学科」という課程の設置が当時の帝国大学と文部省の關係の一面を示していることである。先きの史料とくに〔10〕以降の史料が示すように、この課程は、大学内部からの要請によってというよりも、中等学校教員養成という当時の文部省の必要に応じて、文科大学内に設けられたものである。そのの学生たちは、今日風の言い方をすれば、文部省の委託学生であり、課程そのものも、いわば委託課程であった。

もちろん、こうした課程は、東京大学の歴史の中に他にも多数存在する（国家医学講習科、造船学科等々）。東京大学百年の歩みをみてゆく場合、「正科」としての分科大学や学部の教育課程をみる他に、こうしたいわば「正科外」の課程も精査してゆく必要があるだろう。

（てらさき まさお・教育学部助教・百年史編集委員会専門委員）
（くれまつ かおる・桜美林大学助教）